

第2部 各法人類型別 持分なし医療法人への移行の行政手続

第1節 社会医療法人への移行を考えた場合

1 社会医療法人

医療法人の非営利性の徹底等のため、また、救急医療、災害時における医療、へき地医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。）など、特に地域で必要な医療の提供を担う医療法人を都道府県知事が社会医療法人として認定し、継続して良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るために創設されました（法第42条の2参照）。

都道府県知事の認定を受けると、本来業務である病院、診療所及び介護老人保健施設から生じる所得について法人税が非課税になるとともに、直接救急医療等確保事業に供する資産について固定資産税及び都市計画税が非課税になるなど、税制上の優遇措置を受けることができます。また、法第42条の2第1項に定める収益業務を行うことも認められます。

2 社会医療法人の認定要件

① 同一親族等関係者の制限

<input type="checkbox"/>	役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める <u>特殊の関係がある者</u> が役員の総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。						
<input type="checkbox"/>	社団医療法人の社員のうちには、各社員について、その社員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各社員と厚生労働省令で定める <u>特殊の関係がある者</u> が社員の総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。						
<input type="checkbox"/>	財団医療法人の評議員のうちには、各評議員について、その評議員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める <u>特殊の関係がある者</u> が評議員の総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。						
*	<p>特殊の関係がある者とは、以下のことをいう（規則第30条の35）。</p> <p>法第42条の2第1項第1号、第2号及び第3号に規定する役員、社員又は評議員（以下「社員等」という。）と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。</p> <table border="1"><tbody><tr><td>1</td><td>親族関係を有する社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの</td></tr><tr><td>2</td><td>親族関係を有する社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの</td></tr><tr><td>3</td><td>前2号に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの</td></tr></tbody></table>	1	親族関係を有する社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの	2	親族関係を有する社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの	3	前2号に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
1	親族関係を有する社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの						
2	親族関係を有する社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの						
3	前2号に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの						
参照法令等：【法】第42条の2第1項第1号～3号 【規則】第30条の35 【通知】「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日 医政発第0331008号）							

② 救急医療等確保事業に係る業務

□	<p>救急医療等確保事業（当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載されたものに限る。）に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行っていること。</p> <p>* 「救急医療等確保事業」とは、以下のことをいう（法第30条の4第2項第5号）。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 救急医療 ロ 災害時における医療 ハ へき地の医療 ニ 周産期医療 ホ 小児医療（小児救急医療を含む。） ヘ イからホの医療のほか、都道府県知事はその都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療
	<p>救急医療等確保事業に係る業務について、次に掲げる事項に関し厚生労働大臣が定める基準に適合しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ ① 当該業務を行う病院又は診療所の構造設備 □ ② 当該業務を行うための体制 □ ③ 当該業務の実績 <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">* ①～③の各基準の詳細については、「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日 医政発第0331008号）別添1を参照（P68～）</p>
<p>参照法令等：【法】第42条の2第1項第4号～5号、第30条の4第2項第5号 【通知】「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日 医政発第0331008号）</p>	

③ 公的な運営に関する要件

□	理事の定数は6人以上とし、監事の定数は2人以上とすること。
□	<p>社団医療法人である場合にあっては当該社団医療法人の理事及び監事は社員総会の決議によって、財団医療法人である場合にあっては当該財団である医療法人の理事及び監事は評議員会の決議によって選任されていること。</p>
□	財団医療法人である場合にあっては、当該医療法人の評議員は理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱すること。
□	<p>他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人その他これに準ずるもの（以下「公益法人等」という。）を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とすること。</p>
□	<p>理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。</p>
□	<p>事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。</p>

□	事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること（ただし、公益法人等に対し、当該公益法人等が行う公益目的の事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は除く。）。
□	<p>毎会計年度の末日における遊休財産額は、直前に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（法第 42 条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第 42 条の 2 第 1 項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）に係る費用の額を超えていないこと。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">* 遊休財産額については、規則第 30 条の 35 の 2 第 2 項参照。</p>
□	他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の財産を保有していないものであること。（ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合は除く。）。
□	当該医療法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠ぺいし、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。
□	<p>社会保険診療に係る収入金額（労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね 100 分の 10 以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）及び助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分娩に係る助産に係る収入金額が 50 万円を超えるときは、50 万円を限度とする。）の合計額が、全収入金額の 100 分の 80 を超えていること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> $\frac{\text{社会保険診療} + \text{労災保険診療} + \text{健康診査} + \text{助産に係る収入金額}}{\text{全収入金額(事業収益の合計額)}} > 80\%$ </div> <p style="text-align: center;">出所：計算式について「医療法人の相続・事業承継と税務対策」（青木恵一著）参照</p>
□	自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されていること。
□	医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であること。
<p>参照法令等：【法】第 42 条の 2 第 1 項第 6 号 【規則】第 30 条の 35 の 2 第 1 項第 1 号～2 号、第 30 条の 35 の 2 第 2 項 【通知】「社会医療法人の認定について」（平成 20 年 3 月 31 日 医政発第 0331008 号）</p>	

④ 残余財産の帰属先の制限

- | | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。 |
|--------------------------|---|

参照法令等：【法】第42条の2第1項7号

【通知】「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日 医政発第0331008号）